

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 32

不利益処分の内容	飲食店営業に係る夜間における音響機器の使用の停止等の命令	
根拠法令及び条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第54条第2項	
処 分 基 準	関係条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第47条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>平成9年10月1日設定基準</p> <p>神奈川県公害防止条例第39条2項中騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を客観的にみて満たしている場合等をいう。</p> <p>(1) 飲食店がまったく防音装置を実施していないか、あるいはその措置が不十分であるため、飲食店内の音響機器から発する音が敷地境界線上で聞こえていること。</p> <p>(2) 飲食店の発する音によって、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。</p> <p>(3) 騒音の聞こえる範囲内で、現に、苦情者が生活を営んでいること。</p> <p>平成10年4月1日設定基準</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例第54条第2項中「騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を満たしている場合等をいう。</p> <p>(1) 飲食店がまったく防音装置を実施していないか、あるいはその装置が不十分であるため、飲食店内の音響機器から発する音が敷地境界線上で聞こえていること。</p> <p>(2) 飲食店の音響機器から発する音によって、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。</p> <p>(3) 騒音の聞こえる範囲内で、現に、苦情者が生活を営んでいること。</p>
	参考事項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係規程集 平成15年度 (社)神奈川県環境保全協議会)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (平成10年4月1日最終変更)